令和3年度 第1回匝瑳市地域公共交通活性化協議会〔書面議決書及び回答書〕

令和3年4月30日

匝瑳市地域公共交通活性化協議会規約第8条の規定に基づき、議事1は承認されましたので、御報告いたします。

【議事1】

・令和2年度決算報告について

承認します(賛成)	2 2	承認しません (反対)	0
-----------	-----	-------------	---

【議事2】

・匝瑳市地域公共交通利便増進実施計画の策定について

【意見概要】

1 公共交通網の利便性向上について

匝瑳市に関しましては多様な公共交通システムが構築されていると思います。地域公共交通計画の 70 ページ⑤にもあるように、この多様な公共交通機関同士の乗り継ぎ等、利便性を確保すれば高齢者ドライバーの運転免許返還率も上がり利用者が更に増えると思います。またそれをどのように周知するかも重要な課題になると思います。

2 持続可能な公共交通の確保について

地域公共交通計画の 71 ページ⑦にもあるように、ここ数年運転士不足が喫緊の課題となっております。一般の高齢ドライバーの問題が取りざされておりますが、バス、タクシードライバーも高齢化が進んでいます。

公共交通を支えているのは、労働者「運転士」でありこの問題を解決していくには、行政と交通事業者が中心となって、地域戦略の一環として持続可能な公共交通ネットワークの形成進めていく必要がありますので、地域全体で支える公共交通の構築に向けて、行政としても取り組みをお願いしたいと思います。

- 3 バス車両の更新時期を意識した再編が必要だと思います。
- 4 スクールバスや病院バスの活用は新しい発想だと思いますが、有料の公共交 通網に組み込むことが可能なのでしょうか。

- 5 地域公共交通利便増進実施計画の策定による交通ネットワーク等の再編・改善等に際し、交通規則等が関係する議題につきましては、活性化協議会委員と連携を図り、市民の利便性等の推進を図りたく考えます。
- 6 路線バスのルート変更、又はデマンド型交通の導入を検討する際は、以下の 点に留意していただきますよう改めてお願いいたします。
 - (1) 利用者のニーズをきちんと把握し、利便性が損なわれないように努める。
 - (2) 既存の公共交通事業者(バス事業者、タクシー事業者)と十分協議の上、役割分担を明確にする。
 - (3) 安全性確保のため、新しい乗降場所を検討する際は、公共交通事業者や警察との協議を徹底すること。
- 7 利便増進事業の内容は、「市内循環バスの再編」のみでしょうか。活性化再生法に関する基本方針によりますと、既存の幹線交通、支線交通などの見直しを行うとともに、併せて、交通結節点の整備による乗継円滑化、コミュニティバスやデマンド型乗合タクシーなど多様な交通サービスの導入等を組み合わせながら、地域公共交通の利用者の利便を増進していくことが期待される、としており既存の公共交通、今後の有り方も含めた地域一体の再編案を作成する必要があると考えられます。

認定に当たっては、様々な要件があると聞いておりますので、運輸局とよく 相談の上、進めていただきたいと思います。